

平成 30 年度

第 12 回総務経済常任委員会会議録  
第 4 回総務経済分科会会議録

平成 30 年 9 月 7 日

宍 粟 市 議 会

## 平成30年度第12回総務経済常任委員会会議録

日 時 平成30年9月7日（金曜日）

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 9月7日 午前9時30分

### 次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議・審査事項

#### 第81回穴粟市議会定例会付託案件審査及び所管事務調査

第69号議案 ふるさと穴粟寄付金条例の一部改正の専決処分（専決第2号）の承認について

第72号議案 穴粟市長等政治倫理条例の制定について

第73号議案 穴粟市自治基本条例第20条の施行期日を定める条例の制定について

第74号議案 穴粟市住民投票条例の制定について

第76号議案 穴粟市過疎地域自立促進計画の変更について

第99号議案 事務用パソコン購入契約の締結について

穴粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略に関する事項について

- ・千種生活圏の拠点づくりの考え方
- ・波賀生活圏の拠点づくり委員会便り
- ・地域創生総合戦略KPI（重要業績評価指標）一覧

その他報告事項

- ・第三次行政改革大綱の平成29年度実績について

（まちづくり推進部）

公共交通の利用促進に関する事項について

- ・公共交通について

地域おこし協力隊に関する事項について

- ・地域おこし協力隊について

その他報告事項

- ・第2次宍粟市男女共同参画プラン策定委員会委員について
- ・台風20号への対策・対応等について

(産業部)

第75号議案 宍粟市起業家支援条例の一部改正について  
観光施策に関する事項について

- ・播磨いちのみや(株)の状況について
  - ・有害鳥獣に関する事項について
  - ・ジビエ倍増モデル事業の進捗について
- その他報告事項
- ・平成30年7月豪雨災害の対応について

(建設部)

その他報告事項

- ・土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の指定状況について
- ・平成30年7月豪雨による公共土木施設災害について

第81回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4. その他

- ・閉会中の継続調査事項の協議
- ・生活圏の拠点づくり事業関連施設の視察について
- ・次回委員会の開催について

5. 閉会

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	東豊俊
”	大久保陽一	”	田中孝幸
”	西本諭		
議長	実友勉		

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長 坂根雅彦      企画総務部次長 水口浩也

企画総務部次長 砂 町 隆 之  
地域創生課長 西 嶋 義 美  
財務課長 堀 秀 亘

秘書広報課長 三 木 義 彦  
総務課長 安 井 洋 子  
地域創生課副課長 藤 原 慎 一 郎

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長 富 田 健 次  
まちづくり推進部次長 大 田 敦 子  
人権推進課長 西 田 征 博  
市民協働課副課長 岩 路 貴 裕  
消防防災課危機管理係長 石 戸 寿 明

まちづくり推進部次長 樽 本 勝 弘  
市民協働課長 小 河 秀 義  
消防防災課長 田 村 純 司  
市民協働課副課長 石 垣 統 久

(産業部・農業委員会)

産業部長 名 畑 浩 一  
産業部次長兼農地整備課長 祐 谷 佳 孝  
農業振興課長 宮 本 雅 博  
ひと・はたらく課長 西 岡 公 敬

農業委員会事務局長 西 村 吉 一  
産業部次長兼地域産業課長 田 路 仁  
林業振興課長 中 村 仁 志  
まち・にぎわい課長 西 川 晋 也

(建設部)

建設部長 花 井 一 郎  
建設部次長 太 中 豊 和  
建設部次長兼地域建設課長 井 口 靖 規  
都市整備課長 田 中 藤 夫  
上下水道課長 坂 井 高 誉

建設部次長 寺 田 美 喜 也  
建設部次長兼土地対策課長 榎 木 隆  
建設課長 谷 口 宗 男  
水道管理課長 福 井 功  
地域建設課副課長(千種担当) 春 名 良 信

事務局

係 長 岸 元 秀 高

( 午前 9時30分 開会 )

飯田委員長 続きまして、第12回の総務経済常任委員会を開会します。

企画総務部の議案審査です。まず、第69号議案についてお願いしたいと思います。これについて追加で何か説明ございますか、今回。特にないですか。

それでは、論点整理表に基づいて進めていきたいと思います。

委員会の中で、69号議案の中で、ふるさと宍粟寄付金条例一部改正の専決処分の中で、市長が適当と認める事業という形での表現になっておるんですけども、最初の説明で、災害の義援金を受け取るという形での利用を進めたいということでしたので、これが将来にわたっても目的としては災害というものに特化したものなのか、それで進めていかれるのかどうか。市長が適当と認める事業という表現だけでは幅が広いという意見も出ましたので、その辺についてお伺いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 今回条例改正をさせていただきました分につきましては、基本的には寄附者の意向というのを尊重することが大切かなというふうに考えております。今回は災害ということにとらせていただきましたが、今の時点で市長が認める事項というのをどういったものになるかということ限定することはなかなか難しいかなというふうに考えております。

基本的には寄附者の意向を尊重としながらも、限定することはなかなか難しいという中にはありますが、例えばでございますが、今回のように交通事故の非常事態宣言を発令している中で、緊急的に交通安全対策というのを何とかやっていきたいというような事例があった場合ですとか、また、今回の地震や台風などで防災といった面で緊急的にやらなくてはいけないというような事案が発生すれば、そういうようなこともお願いするような可能性もございますが、今時点では災害に特化して、将来的なことについてはなかなか今のところ言えるのは難しいというところがございます。

飯田委員長 これについて何か皆さん。よろしいですか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 先ほどからありますように、ともかく解釈の幅というのが広いという形なんで、これは当局側としてもやっぱりその辺のところにはある一定の節度を持った運用ということで、やっぱり長い年月、これ一旦決めてしまいますと、皆さん自身も永遠にこの部署におられるわけでもないし、市長もかわられるという状況があ

ろうと思うんですけども、やっぱりその辺のところがあるがゆえに、余り幅広いものをつくってしまうと、未来にちょっと疑問符がつく部分が残ろうかと思しますので、その辺についての運用方法についてはやはり厳格にできるように進めていただきたいというのが我々の思いでもありますので、その辺のところについてもう一言だけお願いしたいと思うんですけども。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 少し言葉足らずであったかなというふうに思います。今の寄附につきましては、寄附者の意向によって6項目の寄附をいただいております。例えばそれが福祉であったり、何であったりというところで、その7項目めに実は、何を使ってもいいですという寄附者の意向の欄がございます。さきに言いました6項目については、これをほかのことに転用するということは全くございません。これは寄附者の意向によってそのように使わせていただきます。その7項目め、何に使ってもいいですよというところを原資としまして、市長が認める事項というところで活用できたらなというふうに考えています。

委員長おっしゃったように、それが担当者ごとに解釈が違わないようにいうことですが、それはそのとおりだと思いますので、基本的には寄附者の意向にのっとりその原資を活用させていただいて、緊急的な措置というところを視点に入れながら活用させていただく、またそのときには議会にも相談をさせていただきたいというふうに考えております。

飯田委員長 ほかに何かこの議案について。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、次に、第72号議案、宍粟市長等政治倫理条例の制定についてです。

これについて、これは私どものほうから出てるので。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 まず、第4条のところなんですけれども、市が行う売買、貸借、許認可、処分などについての、特定の者に有利不利の取り扱いをしてはならないというようなことについての明記がない。他市町のところではそういう明記がされておるといいうふうに思うんですけども、この状況はどういう表現で。この中にそういうことが含まれておるのでしょうか。第4条の中には。

田中一郎副委員長 三木課長。

三木秘書広報課長 失礼します。市長等が市の事務事業を組織的に行う上で、特定

の市民や事業者の方に有利不利な取り扱いをしてはならないということを前提として、この条例自体は提案させていただいていると考えております。今回提案しております倫理基準に示しておる内容につきましては、市が行う事務事業全体の中で、特に他市町の例を参考としながら、代表的なものを倫理基準で定めさせていただいているもので、また、市議会の倫理基準も参考とさせていただいて、規定させていただいている内容ですので、あえてというか、特出しして売買等の許可については今回は上げてないだけで、そういったところについてもそういう特定の方を有利不利にするような取り扱いがあれば、それは第1号とか第4号等で調査請求ができると考えております。

以上です。

飯田委員 わかりました。

次に、第6条です。審査委員会等の設置の部分ですけれども、地方行政に関して高い識見を有する者などという表現なんですけれども、どういう方を想定されておられるのか。また、その選任方法についてお伺いしたいと。

それと、最後のところに、報酬ですか、費用弁償の部分があるんですけども、ここに例がありますように、健康づくり推進協議会の月額8,200円と同等の月額が示されておるんですけども、こういう地方行政に高い識見を有する方という方と、まあ言うたら、健康づくり推進協議会、一般の方との月額が同等というのは若干そぐわないのかなという感覚を持つんですけども、その辺のところについてお願いしたいと思います。

田中一郎副委員長 三木課長。

三木秘書広報課長 失礼します。今のところ、事務局としてはどういった方かということにつきましては、弁護士とか、司法書士、また県の職員OBなど、そういったところを想定して考えております。選任につきましては、候補者を事務局のほうで上げる中で、最終的には市長から委嘱をしていただくというような形になります。

報酬につきましては、市の附属機関、ほかの附属機関についても、弁護士は余りないかもしれないですけども、司法書士の方とかにもお願いしている附属機関があります。相当のことがない限りは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で規定させていただいて、8,200円の定額で出させていただいておりますので、同等の金額で提案させていただいておる内容になります。

以上です。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、特別高給な方であろうと、この委員にお願いした以上は、市の基準に準じた金額でお願いすると。それで納得していただいた方になってもらうという方向という考え方でいいんですか。

田中一郎副委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 今、課長のほうが申しましたような関係で考えております。これは地方自治法による市の附属機関という位置づけであります。いずれも附属機関に位置づけおるものについて、重たい軽いというものについては考えておりません。いずれも重要な案件を審議いただく委員会でございますので、どなたがなられても同等に考えさせていただくというところで、今回の非常勤の特別職の報酬のところについても補足で追加をさせていただいたというところでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ちょっともう一遍、その選任方法、最終的には市長が委嘱するという形なんですけども、選任する場合に、審査の場合は要するに部局のほうで選んでいく、そこに、いわゆる、この場合になれば特別職の方が審査される側ですので、その選任に関してはその方々は加わらないという方向で考えてもいいんでしょうか。

要は、特別職を審査するという委員会になるわけですよ。となると、その選任にかかわっては、最終的には市長が委嘱するという形なんですけれども、その委員を選任する場合に、要は審査される側の人間が委員を選定するというのはちょっと違和感を感じるんですけども、そこには市長なり特別職の方が選任する、選考する立場には入らないという考え方でいいんでしょうか。

田中一郎副委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 先ほど申したように、これは市の附属機関ということでありますので、市の執行権の中で選任をしていくというところになりますので、例えば市長等の3名がその中に加わらないという部分については、表面上はそれはそうしないということにはならない。そういう場合もあり得ると思いますけども、それはその時々状況をやっぱり判断をする必要があるかというふうに思います。ですから、ここで明確に加わりませんということについてはなかなか申し上げにくいということでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ちょっと聞き方が悪かったのかもしれませんが、要は、教育長がそういう対象になっておる場合に、当人でなければ市長、副市長は選任にかかわるのか。いわゆる市長がもしそうな場合、教育長、副市長はかかわるのか。そういう考



え方になるうかと思うんですけども、そういう考え方でいいんですか。

田中一郎副委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 当然、実務としてはそうなるんだろうというふうには、今の段階では考えます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 それから、第8条です。市民の調査請求権という部分なんですけれども、この部分で、調査請求者の意見陳述の機会があるのかということなんですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

田中一郎副委員長 三木課長。

三木秘書広報課長 失礼します。この審査会の職務の中で、やはり関係人から事情聴取、資料の提供その他必要な調査を行うことができるということとしてしております。その調査、審査の過程においては、調査請求された内容に不明な点等がありましたら、審査会が必要と判断した場合には、代表者の方等からの請求内容についての意見陳述を求めることがあると考えています。代表者からの請求に基づいて意見陳述の機会というのは、そういう規定にはなっておりませんが、審査会の審査の過程の中でそういった機会は設けられることがあるということで御理解いただきたいと思います。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、ここにありますように、第7条の審査会の職務という部分の中で、事情聴取というところがあります。そこには、要は機会があるという形なんです。要は進んで調査請求した人たちが審査会に対して意見を述べる機会はないのか。要は、審査会から求められたら言えるけれども、審査会から何の求めもない場合、請求者については請求する、請求書ですか、その陳述書だけで、直接物をそこに訴えるということは、この現状ではできないという形で考えたらいいんですか。

田中一郎副委員長 三木課長。

三木秘書広報課長 言われているとおりで、ですから、この審査会自体が提案された内容が正しいかどうかということをしつくり審査されますので、当然、審査される過程でやはり疑義が生じる場合があると思います。そういう場合には必ず代表者からその内容について意見陳述を求められる機会があると思われしますので、相当の場合、そういう機会もあるんじゃないかなとは考えております。ただ、言われたとおり、代表者から進んでというのはちょっと、今の規定の内容ではできないと

ということにはなりませんので、そういったところを御理解いただきたいと思います。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 そういう機会があっても、設けられてもいいのかなと思うんですけど、通常、今、課長おっしゃったように、流れの中でやはり委員会としてもそういう請求者からの声を恐らく聞くというのが、大体流れの中では恐らくあろうかと思いませんので、実質、委員会がどういう形で動くかという部分については、恐らくおっしゃったことのように流れていくのが通常かなと思うんですけども、その辺のところを、できればあってもいいのかなという思いがありますので、その辺、これは最終的には委員会に任せるしかないと思うんですけども、より忠実な審査ができることを望むという部分で、その辺の運用についてお願いしたいなというふうに思いますけども。

私のほうは終わりですけども、ほかに何か皆さんの中で、この件について。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、次、第73号議案、宍粟市自治基本条例第20条の施行期日を定める条例の制定についてと、第74号議案、宍粟市住民投票条例の制定についてを続けて一括で議論したいと思いますので、よろしくをお願いします。

第73号議案につきましては、この間委員会の中でも話が出ましたし、説明もあったと思うんですけども、基本ここに書いてあるとおり、まだ施行されておりませんので、この状況にあるという形で進めていきます。第74号議案の部分で質問事項、論点整理表から質問していきたいと思います。

まず私のほうからか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 まず、第2条の住民投票に付することができる事項という部分で、付議事項から除かれるものについての細かい説明をお願いしたいと思うんですけども。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 付議事項から除かれるものの説明ということでございます。今回、当日配付資料としまして、宍粟市住民投票条例逐条解説の案ということでお配りをさせていただいております。その中でそのことについては触れさせていただいております。逐条解説の2ページをごらんください。

続けさせていただきます。2ページにつきましては、除外される項目ということで、まず、ここに掲げております第1号につきましては、基本的にはこういったも

のが住民投票条例に付議されるのかということにつきましては、説明の中の から  
ということになります。これ以外のものということになりますと、第1号に掲げ  
ておりますように、本来国や県の権限に属する事項で、市の権限が及ばないもの  
については除外しますよ、また、第2号につきましては、住民投票が法令上規定され  
ているもの、例えば市議会、市長さん等の解職請求、こういったものは他法令で担  
保されていますのでこれには該当しませんよ、第3号につきましては、地方自治法  
に定める市長の専決事項であるもの、例えば職員のこと、それと組織のこと、通常  
の契約のこと、そういったものについては首長の専決事項ということに含まれませ  
んよ、第4号につきましては、その影響が特定の市民や地域に限られてしまうよう  
な場合、市全体ではなくて限られる場合についても除外しますよというような規定  
を持っております。

第5号につきましては、現時点ではなかなか想定されないというようなことが考  
えられる場合については、除外することが適当な場合ということもございます。そ  
れを事細かに今規定することは困難ということで、この第5条ということの規定を  
させていただいております。ただし、この規定を適用するに当たっては、第1号か  
ら第4号までに掲げられた除外事項と同等の合理的な理由を有するというような判  
断をもってこの第5号を適用していくというふうに考えております。

以上でございます。

飯田委員 わかりました。

続きまして、第2条の第4号のところ、市民または地域に関するという部分の中  
で、まあ言うたら、パブコメの意見の中で主に自治会単位等を示しとあるんですけ  
れども、答えの中です。等という部分、この等とは何を意味するのでしょうか。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 パブリックコメントの市からの考え方の中で、自治会単位等の  
等ということですが、この場合については、自治会より小さな、例えば隣  
保、組、またはそれより大きい複数の自治会、また旧村単位など、そういった単位  
についてはこの自治会等の等に入るということで、合併前の旧町に満たない地域を  
指しているということ考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 例で言えば、前にこども園の関係で、千種で、住民投票じゃないんです  
けれども、いろんな形で住民の署名運動があったりしたことがあると思うんですけ  
れども、あの場合、結局考え方としては、千種地域の皆さんのことであったという

ことで終わってしまうという、今の考え方もそういう考え方であるということなんですよ。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 基本的には請求者の方がその内容をもって請求をしてくる、その中で対象事項であったり範囲であったりというのを認定していくということになるかと思えます。今、委員長がおっしゃった例でとりますと、それが小さいことなのか、千種町全域のことなのか、宍粟市全体のことなのかというのは、そのときに判断をする必要があるのかなということをおもいますので、今もって委員長の例示をオーケー、アウトというのは、少し判断材料がないので難しいかなというふうには思いますが、基本的には今し方説明させていただいたようにお考えいただければなというふうには思っております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 要は、ある一定の地域からもしそういう声が出たとしても、それが市全体にかかわる声に広がるという形での請求になってくれば、考えられるとしたらまあまあそれは可能であるかもしれない。けれども、それがあある一定地域の中だけにおさまってしまうような話になれば、それはまたその考え方がまた変わってくるか、いろんな方向に、要は請求者がどれだけ市全域にとっての利益なりを考えたことで質問のことを進めておるかということについて、要はそのとき次第ということになってくるということなんですか。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 先ほども言いましたように、そのときの請求内容によって、範囲によってその都度検討していくということになるかと思えます。ただし、市民にひとしく影響があるということが大前提であろうかと思えますので、感覚的に影響があるということではなくて、やはり誰もが納得できるような、それ相応の理由があるだろうというふうには考えております。

飯田委員長 では、続きまして、第5条について、宍志の会。

大久保委員。

大久保委員 失礼します。第5条の発議権のところなんですけれども、発議は投票資格者の6分の1以上と、市長からの発議ということになってると思うんですけれども、その中で、ちょっとこっちの勝手な解釈になる部分があるんですが、現実問題としてなかなか6分の1の住民発議は宍粟市の中では難しいんじゃないかというふうには思うわけなんです。それは、そこに市民意識の高揚やとか、自分らが主権者

であるという意識やとかいう権利意識の問題も、権利意識という芽生えのところが非常に大きいと私らは、勝手解釈なんですけど、思うわけなんです。宍粟市の住民の持っている権利意識から言えば、なかなか6分の1というのは難しいと。

だから、可能性としてあるのが、市長からの発議は可能性としては十分あるんじゃないかと思うわけなんですけれども、その市長の発議の可能性を考えたときに、例えば全国的には、鹿児島県の阿久根でしたかね、市長さんだとか、この近くで少し前の加西の市長さんだとかいうことになったときに、何でもいろんなことを専決でやってしまう市長があらわれたときに、福元市長は全然違うんですけれども、そういう仮に市長があらわれたときに、ここの市長発議というのは使われていく可能性はあるんじゃないかというふうに理解するわけなんですけれども、そのときのある一定の歯どめをかけるために、ここに議会の半数以上とかいうのが、この第5条の2の中にそういうところが検討されたかどうかというのがお聞きしたいんです。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 これまでの委員会でも若干触れさせてはいただいたんですが、基本的には議会への十分な説明と慎重な議論によりまして、住民投票は発議しないということが一番望ましいというふうに御説明をさせていただいていたところです。仮に今、大久保委員さんがおっしゃったようなことは、多分本当にまれな事例かなというふうには考えております。これは執行者側の問題でありまして、そういったことはまず考えられる可能性は少ないかなというところでございます。

かえってこの市長発議というのを組み込んでいますのは、自治基本条例の中にもう既に組み込まれていたということを根拠にしとんですが、そのことを考えもってみますと、やはり住民投票に至る場合というのは、最終的に執行者側と議会との意見の相違というのが主かなというふうに考えております。やはりその相違があるということに対して、最終的にそのことで住民投票ができないということになると、市民の意思表示の機会を奪うというような可能性もあることから、このことについては市長の発議権というのが自治基本条例にも与えてあるのかなということを考えております。大久保議員さんの回答になっているかどうかわかりませんが、その前者の執行者側の問題というのは、もうほぼあり得ないだろうなというようなところでは考えております。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 そうしたら、もう一度確認だけなんですけど、第5条の2の想定としては、議会の半数以上というよりも、議会と執行者との相違があらわれたときに住

民に信を問うというときの想定のもとにこの第5条の2は置かれているという理解でよろしいですか。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 基本的には大久保委員さんおっしゃったようなことでこの条項のほうを設けさせていただいております。

飯田委員長 創政会。

田中委員。

田中孝幸委員 発議権を6分の1ということなんですけども、住民投票に関してはもっと重たいものだというふうに思うんです。ですので、リコールなんかと同じように3分の1にすべきじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 発議権を3分の1以上にすべきではないかという御質問でございます。これにつきましても、他の市町の事例を見てみますと、いろいろな発議権の署名数というところがございます。宍粟市としましては、やはりこのものの数字というのは何かの法令であったり前例に基づいたもので定めていくべきかなということの基本としております。

その前提となるのが、やはり住民投票というのは、過去の事例を見てみますと、やはり合併に係る配置分合に関する事項というのがほぼ主だったかなというふうに考えております。その合併特例法の中で、住民が合併について話し合う協議会の設置を請求し、またこれが議会が否決をした場合については、有権者の6分の1以上の署名をもって協議会の設置の是非が問えるというような規定もありますことから、その6分の1というのを参考に、宍粟市としては条例提案したいなというふうに考えております。

以上でございます。

飯田委員 次に、第6条の二者択一、何度もお伺いしておるんですけども、以外の選択肢ということで、市長が必要と認めるときこの限りではないということになっておりますけれども、今もおっしゃった市町の合併とか、そういうことがほぼ多い状況の中で、選択肢が、今までの説明の中で、AとB、BとC、それよりもしないとかいう形の場合と、それ以外には考えられないのかなと。

そこまで深く掘ぐっていけば切りがないということになるかもしれないんですけども、やはり第3の選択肢があることによって意思がばらけるとかいうようなことも考えられるとも思いますので、そういう場合、そんな選択肢を出されてもと

いう住民側の、ちょっと待ってくださいよというような請求権ができないのかなと。そういう仕組みができないのかなという問いかけをしたいと思うんですけども、いかがでしょう。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 基本的にはこの住民投票が仮に行われた場合には、住民投票の結果について解釈の余地を残さないというのが大前提かなというふうに考えております。余地を残さないということは、原則二者択一であるというふうに考えております。

しかしながら、委員長おっしゃったように、その請求内容によっては二択ということにならないケースもあろうかと思えます。ただ、その住民投票に至るまでの間には、市民、議会との議論が当然行われておるということが大前提になりまして、その中でやはり選択肢というのも限られてきているのかなというふうに思っております。限られてきて、そのものによって住民投票がされるということについては一定の理解が得られているという状況の中で、やはり住民投票が実施されるということになりますので、その第三者的な、未知的な選択肢によって住民の皆さんに混乱を来すというようなことはないのかなというふうに考えております。

飯田委員 わかりました。

次、第8条です。署名等の収集についてですけれども、この中で印鑑を押すということになっとるんやね。署名し、印鑑を押すことにあわせ、年月日と住所氏名を記載するということになっておるんですけども、印鑑は、言い方悪いですけども、三文判であればどこでも印鑑って手に入るものなんで、やっぱり署名のほうが確認できる、確実であるというふうに思うんですけど、こういうことの確認方法ってどういうふうにされるんでしょうか。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 基本的には署名には自署ということが大原則でございます。この自署を補完する意味で、署名簿にはまず押印をいただき、署名の年月日、住所、それと生年月日を記載するという形にとっております。この署名簿につきましては、選挙管理委員会が審査するというところで、委任事務のほうを考えております。この名簿につきましては、やはり本人が確かに署名した、確認するという仕組みも必要だということになりますので、審査後には縦覧をしまして、署名をしている、署名をしていないという異議の申し出の機会を設けるということで、署名の審査というところになっているかなというふうに考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 基本自署ということは当然決められておると。今までいろんな形の中で、家族であればお父さんがみんな書いてしまうとかというのは結構あったと思うんですけども、それは不可だと。ともかく権利が、18歳以上の権利のある人については自分で署名の上捺印という形を当然とっていくということによろしいですね。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 そのように考えております。

飯田委員 次の第14条の情報の提供の部分、これも前にも意見が出たと思うんですけども、あくまでも情報を提供するには中立に行うという前提でやられると思うんですけども、その中立性の保持ですけどもね、それどういうふうにして、これも言えば切りがないと思うんですけども、一応皆さんに御理解していただくという点で、どういう形でそういう中立性を表に出していくかという部分についてお願いしたいんですけど。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 中立性の保持でございますが、やはりこの中立性というのは見られる方によっていろいろと見方が違うというようなこともあるかと思えます。ただし、住民投票を行うということに関しては、やはり市の執行者、市政の執行者としての姿勢というのを必ず見せていかななくてはいけない、中立性を見せていかななくてはいけないという中で、条例にしっかり明記することで執行者も中立性、公平性を保っていくという姿勢を持つという意味で、ここに明記をしているわけでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 次に、第15条の住民投票運動のところなんですけれども、投票運動の規制という、とりあえず何でもいいというわけにはいかないと思えますので、ありますけれども、その具体的事例、まあまあ普通の選挙ではないという部分で、管理するのは選挙管理委員会であっても、事例というものがあろうかと思うんですけども、そういう事項についてお伺いしたいと思うんですけども。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 逐条解説の18ページをごらんいただきたいと思えます。議案質疑でもいただいておりますように、やはり市民の皆さんの自由な運動であったり自由な意思というのを阻害することがないというのが基本かなというふうには考えております。ただし、やはりその中でも市民の生活を脅かすというようなことはやは



り望ましくないというふうに考えております。

具体の例示ですが、18ページの上から6行目からそういったことを記載させていただいております。住民投票の結果は選挙と異なり法的な拘束力を持っておりません。選挙のように候補者間の平等の確保という必要性がないことから、罰則を科するに相当する義務とは言えないというのが大前提でございますが、脅迫、強要等については刑法の適用を受けることから、本規定からは除外しているというところでございます。

また、買収、脅迫その他不正の手段といたしますのは、具体的には投票所における投票の指示や投票の勧奨、演説の妨害、こういったものが当たるかなというふうに考えております。また、市民の平穏な生活環境を侵害するような行為ということに関しては、大音量による連呼や街頭演説、また早朝や深夜の戸別訪問、こういったことが当たるのかなということで例示をさせていただいております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 大体わかりました。その最後のところの平穏な生活環境を乱すという部分のところ、大音量による連呼や街頭演説ということ、まあまあ大音量でなければ、通常の街頭演説では可能なということになるんですか、これは。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 これにつきましても、やはり環境測定といたしますか、ある一定のデシベル以上については公害ですよというような規定も他法令でありますことから、そういった中で運用されるというふうに考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 この戸別訪問についても、おっしゃるとおり、要は早朝や深夜でない、迷惑のかからない時間帯の戸別訪問についてはまあまあ可能であるというふうに解釈したらいいわけですね。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 そのように考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 第25条の成立要件という部分です。ここの場合、一応最終的に2分の1に満たないとき、住民投票が行われて2分の1に満たないときには成立しない、そして、開票作業その他の作業は行わないというふうな取り決めになっておるんです。この間の委員会の中でもいろいろと意見を交わしたわけなんですけれども、確かにそういう2分の1では成立しないということになっておるんですけど、その場合成

立はしないという前提で、その時点でこの住民投票は成立いたしません。ですけれども、意見として幾らかの、意見じゃない、そういう投票することによっていろんな経費をかけているわけですよ。全体で言えば千数百万円かかるという中で、投票はする、開票作業を除いた予算はそこまでに使ってきているんですけれども、その予算を無駄にしないためにも、意見としてどういう投票行動がなされておるかということについて、開票することによってある一定の何かはつかめるんじゃないかなというふうな意見もあるんです。そういう場合、ここの中ではそういうことをすることによって混乱を招くというような回答があったと思うんですけれども、どういう混乱を想定されておるのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 この混乱ということについてもいろいろな見方があるのかなというふうには考えております。例えば、一つの例といいますか、事務方で考えている混乱といいますのは、仮に投票が成立せずに開票した場合、その場合に、本来投票の目的自体が慎重に判断されるべき住民投票の内容より少数であったという、そのことだけがクローズアップされてしまって、そのことが市民の中でいい悪いの判断になってしまうということが、やはり市政を執行する上でいろいろなことに混乱が生じるのかなということです。本来の目的どおり、そのことだけということになると、なかなか説明が執行者側としてはつきにくいというような部分もありますので、一例を挙げますと、そういうようなことをもって市民の中が混乱するのかなというふうに捉えているところでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 本来この住民投票ということ自体は、要は市民が市政とかいう部分についてもっと関心を持って、自分たちの意思表示をしていくという部分が、要は市政に直接参加していただくという部分が、関心を持ってという部分が、そういう目的であろうかと思うんですけれども、そんな中で、結局そういう、余りにも投票数が少ないということで、それが50%に満たないか、45%か、48%かわからないんですけれども、そういう状況の中で、投票行動をした人たちにとって、自分たちの投票というのが完璧に無駄になるということですよ。そして、それに対してもお金がかかっているという中で、何かこう自分たちがやったことがどこかに生かされていけないのかなという、生かされてもいいのではないかなという考えも恐らくあると思うんですよ。

だから、そういう部分において何らかの対策というか、方策がないものかなとい

うふうな考えを持つんですけれども、やはり45%の投票の中でどっちの意見が大勢を占めているのかということを見る、公表するということは、そんなにある意味危険な行為になるのかな、どうかと。実際はそういうところを見ることによって住民の意識をはかり知ることができるという可能性もあるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

西嶋課長。

西嶋地域創生課長 基本的には、過半数の投票をもって市民の意思が表示されているということは原則的にあるかなというふうに考えております。やはり20%がいいのか、30%がいいのか、40%がいいのか、どのパーセントであけるのかということは別にしまして、やはり少数の投票率で考えますと、やはり本来の意見じゃなしに、また間違っただ意見に偏るという可能性もございます。そのことが一定、不成立宣言はされていたとしても、そのことを公表することによって、少数の方々の意見というのがやはり表に出てくると、その方がいいのかどうかということはあるかなというふうに思っております。

この前提としましては、やはり住民投票が施行されるということ自体が余り好ましくないということになりますので、そのことが至った場合には、やはり委員長おっしゃるように、市民の市政への参画であったり、市民への参画というところに不足があるというような事態ですので、この住民投票とは別の時点でそういうようなことはやはりきっちり担保していくということになるかなというふうに考えております。

飯田委員 おっしゃることもよくわかります。若干ちょっと今、西嶋課長の言葉の中で間違っただ意見というのが出たんで、その辺については、そういう何が間違いなのか、その間違っただ意見というのはちょっと訂正していただきたいなと思うんですけれども。

西嶋課長。

西嶋地域創生課長 言葉足らずで申しわけございません。訂正させていただきます。

飯田委員 とにかく、いろんな考え方があるんで、住民の中に。だから、一概にどれがいい悪いという問題じゃないと思うんですけれども、やはり傾向としてどういう傾向にあるのかなということをつかむのも、ある一定行政の務めでもあろうかなと思うんで、実際投票運動が起きて、それが成立するしないにかかわらず、投票がされたということについて、やはりそこを重きをもって見ていくということが実際はそこが一番大事なところやと思うんです。西嶋課長もおっしゃいましたけれども。

そこへたどり着くまでの議論がどれだけなされて、そして投票運動に結びついたということが一定反省しなければならないのか、勉強しなければならないのかという部分で、やはり内容的なものをできたらつかんでいただきたいというのが私たちの、うちのグループではそういう考え方を持っておるんですけども、その辺ちょっと部長はどういうふうにお考えでしょうか。

坂根企画総務部長 いろいろありがとうございます。まず、この住民投票、その日、行われた日ということではなしに、至るまでにいろんな経過があって、あるいは地域、あるいは地域の皆さんの中でもいろいろな議論がされて、そういう蓄積があって初めて住民投票にという判断をして、行われるんだろうというというふうに思っています。

できればそんなことにならないように議会と執行者のほうが十分に協議をしながら市政を運営すると。これは、以前の委員会の中でも御発言をいただいたとおり、そのように持っていくべきだというふうに思っておりますが、そうならない住民投票をやっていこうというときには、必ずやいろんな議論あるいはいろんな動きがあって住民投票になるというところがございますから、ある意味一定の投票率というのがない場合は、ある意味で市全体にそれだけ広がりがなかったのかなというふうに判断せざるを得ない。

そうなった場合、先ほど来課長のほうが説明してますように、意見が多いか少ないか、少数派なのか多数を占めてるのかということについても、全体としてはわかりませんが、そのことをもって本当はああだったんだ、こうだったというふうに関後に大きな混乱を招くということも、そういう危険性も想定をされるというところでの今回の判断というところでやっておりますので、そのあたり、これが全て正しいというところの部分ではないかもわかりませんが、それが一番今回選択すべき条例の規定だというふうに思いながら提案をさせていただいたというふうに御理解いただいたらと思います。

飯田委員 いろいろとそこを突いていくと、結局は逆に混乱という言葉が、どっち向きに混乱なんかなという部分があるんですけども、やはりこういうことが行われることが、要は容認されておる中での、この市政運営であるとか、議会運営であるとかという部分の中で、我々も努めていかなければならないという部分なんですけども、やはり最終的には落ちつくところは市民がいかに市政なり議会運営なりに関心を持って見てくれるかという部分に尽きていくと思うんで、その辺が我々もやっていかなあかん部分ではないかなと思うんですけど、ある意味必要な部分でもあ

り、難しい部分であるのかなというふうに思います。まあまあとりあえずこういう形でこれが始まりまして、これが本当に運用されるのかどうかという部分もあるんですけども、そんな中でまた見直すべきところは見直していくという形で、思いは持って進めていきたいなと私も思いますので、その辺よろしくお願いします。

ほかに何か。

田中委員。

田中孝幸委員 先ほどの成立要件、ないしは先ほど発言しました3分の1以上というふうなことも関連するんですけども、繰り返し言うようなんですけども、住民投票というのは本当に重たいものだと思うんです。当局のほうが先ほど言われたようなこともあるし、なおさら、もう一回もとに戻るような話をして申しわけないんですけども、常設型で考えておられるんですけども、本当に常設型でいいのか。個別型のほうがいいんじゃないかなというふうに思ったりするわけなんです。

その一つの理由としては、一部の扇動者により、問題が成立していなくても住民投票になり得る可能性があるんじゃないかなと。それから、その案件案件によって投票対象事項がまた変わってくると思うんで、それを明確に現時点では、常設の場合、限定できないのではないかとか、あと、常設型の場合は議会の関与を受けないというふうになっているので、その辺の問題であるとかというのが気になるわけで、再度常設型の考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 今回提案させていただいておりますのは常設型ということになります。この間いろいろと皆さんと意見交換をさせていただいた中には、個別型、常設型の違いというところも一定御説明をさせていただいたわけなんですけど、やはり個別型ということになりますと、地方自治法の直接請求ということもございまして。そのところによりまして、やはり個別に毎回請求者がこの条例案をもって住民投票に付するというような、そういったところまで担保しなくてはいけないということで、そのことをもっても非常に請求者にしてみればハードルが高くなるのかなということで、やはりいつも、この住民投票制度というのはいつでも持っておいて、請求者の方々がその案件ごとに請求しやすいようなものを担保しておこうというのが、常設型を提案させていただいたということであろうかなというふうに思っています。

この中には、今し方提案させていただいたように、投票資格、投票方法、成立要件、それと住民投票の実施方法等、事細かく書いておりますので、これにのっ

ていただいて、必要な署名数を上げていただくと、住民投票に付することができるというようなことになりますので、市民の参加というところではこれが一番いいのかなということで、検証委員会でもこのところ、また、一定議会からの御意見のところにもこの常設型というのが多かったのかなというふうに考えております。

今、委員さんおっしゃったように、一部の扇動者によって住民投票になり得るということも十分考えられるということになるのかなと思います。扇動者ではなくて、その方がやはり請求者という位置づけになるのかなというふうに思いますので、その請求者の方々が住民運動によりまして有効な署名数が集まると、やはり住民投票が成立するというふうに考えざるを得ないというふうに思っております。

また、投票対象事項につきましては、やはり今現在、将来的なことまで事細かく条例に規定するという事はなかなか難しいということで、先般説明させていただいた除外にかかわるもの以外については、合理的な理由がない場合については住民投票の事例になり得るといような形で解釈をしているところでございます。

また、議会の関与を受けないということにつきましては、やはり地方自治法に基づきましては50分の1の署名で条例の提案ができるというようなことがあるのかなというふうに思っております。しかし、常設の場合については、先ほど説明しましたように、6分の1ということで、より多くの要件を必要にしております。この多くの要件を必要にしているということが、要件を満たせば議会の審査を経ず住民投票ができるということになるのかなというふうに考えているわけです。

先ほど来部長も申しましたように、これは最終手段であって、これまでに至らないように、やはり議会や市民の皆さんと十分な説明の中で住民投票には至らないような市政の運営というのが行われるということが大前提でありますので、よろしくお願いしたいというふうに考えております。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 今、課長が言われたところがポイントだと思うんですけど、議会側と市長側が対立したということに対して、住民投票をやった場合、例えば成立して、議員側のほうが意見が多かったという場合があったとして、そのときの市長としては、その事項を執行する、しないというのは、そのときの市長の全ての判断になるわけやね。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 基本的に発議権というのは市長に与えられているということで、市長の判断という形になるのかなと思います。住民投票の結果につきましても、尊重

するという規定がございます。そのことは尊重はしますが、最終的には市長の判断と、執行者の判断ということになります。

飯田委員長 ほかにこの件について何か御意見。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、この件については終わります。

続きまして、第76号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを審議します。

この件について何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第76号議案を終わります。

続きまして、第99号議案、事務用パソコン購入契約の締結についてについて審議をお願いします。

何か御質問ございますか。契約案件です。特にありませんか。庁内の事務用パソコンです。

西本委員。

西本委員 納入業者が例えばかわった場合、今までの納入しているメーカーとか、そういうものがかわったり、仕様が変わったりということは、この場合はイトーオフィスサービス株式会社さんがあれなんであれですけども、そういう一般的にそういう変更、納入業者がかわった場合に仕様変更のそういうあれが出てこないかどうか。そういうことは全部考慮されてるんかね。

飯田委員長 部長。

坂根企画総務部長 これは入札条件の中で、仕様書で納入していただくスペックなんかは全て明記をしておりますので、この品物を入れてくださいということしておりますので、どの業者が納入されてもそれは変わらないということになります。あと、ネットワークの関係も全然問題ないということでもありますので、今回のように価格で競争をしていただくということになります。

西本委員 継続できるということですね。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 これ今回は本体だけをかえるんですか。それともモニターから一式全部かえるんですか。

飯田委員長 三木課長。

三木秘書広報課長 今回モニターも含めてソフトを一体的に変えるということで契

約させていただきたいと提案しております。

飯田委員長 ほかに。

田中委員。

田中孝幸委員 何台分なんですかね、これ。

飯田委員長 三木課長。

三木秘書広報課長 今回提案させてもらっているのは300台です。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 そしたら、この古いモニターとかキーボードっていうのは、これ全部処分されるんですか。

飯田委員長 三木課長。

三木秘書広報課長 基本的には処分になると考えています。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 前からちょっと提案させてもらってたんですけど、職員さんの別回線の、例えば調べ物するパソコンとか、そういったのは今のところはまだ検討は全くされてないんですかね。

飯田委員長 三木課長。

三木秘書広報課長 一応内部のほうでは検討はしております。まだ実現はできてないんですけども、できるだけ調べやすい環境をとということでの提案かなと思うんですけども、そういったところも今検討中ということで御理解いただきたいと。

飯田委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 では、この契約案件についての質疑は終わります。

それでは、継続審査のほうに入りたいと思います。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ありがとうございました。

大変長くなってしまいましたけれども、これで企画総務部の審査を終わりたいと思います。御苦勞さんでした。暫時休憩します。

午前 11時47分休憩

---

午後 0時04分再開



飯田委員長 再開します。続きまして、常任委員会のほうに入りたいと思います。  
まず、継続調査事項についてお願いいたします。

【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ないようですので、これでまちづくり推進部の審査を終わりたいと思います。御苦労さんでした。暫時休憩します。

午後 0時28分休憩

---

午後 1時52分再開

飯田委員長 再開します。それでは、引き続き総務経済常任委員会のほうに移らさせていただきます。

まず、付託案件であります第75号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正について審査をいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

西岡課長。

西岡ひと・はたらく課長 失礼します。私のほうから、第75号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成17年度の宍粟市発足以降、済みません、1ページのほう御参照ください。市内で新たに起業する者を支援することにより、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図り、市勢の伸展と市民生活の安定に資することを目的として、宍粟市起業家支援条例の運用を行ってきております。

この間、平成22年度に一部改正、そして平成28年度に大幅な改正を実施してありまして、平成28年10月1日の大幅な改正の施行以降、平成28年度に1件の認定と、それまでの旧制度に基づく助成も含めて233万2,000円、平成29年度に8件の認定と845万円の助成を行い、今年度は8月末現在で9件の認定と300万円の助成を今行っており、起業を志す方の問い合わせも今現在、市役所、商工会へ数件程度は寄せられている状態です。

現在、宍粟市起業家支援条例の第4条第1項第3号において、産業振興資金利子補給金交付要綱に定める利子補給金と宍粟市空き家活用推進事業補助金による補助金以外の市の補助金を受けていないことがこの助成金を受け取る要件となっております。しかしながら、地域おこし協力隊起業支援事業とか住まいの耐震改修補助事業など、対象経費のすみ分けを行った上で、今言ったような制度と起業家支援の併

用による支援を行うことで、より事業の目的にかなうと考えるケースがあります。そこで、起業家支援条例と併用することにより双方の事業の目的に照らしてより高い事業効果が見込まれるほかの支援制度について併用可能といたく、また、今後想定されるさまざまな支援制度の創設に対して柔軟な運用ができることが可能となるよう、今回条例改正を行うものであります。

なお、今回の運用に当たって、いわゆる補助の二重どりができるというようなことを認めるわけではなく、対象経費が明確に区別、区分できるということを確認した上での併用可能とします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

飯田委員長 この分について、論点整理出ておりますので、宍志の会のほうからお願いします。よろしいですか。

ほかに何か。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 論点整理のほうも理解できたそうなので。それでは、その部分は終わります。

2番目の観光施策に関する事項について、まず、播磨いちのみや株式会社の状況について、お願いいたします。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 それでは、これで産業部の審査を終わりたいと思います。ありがとうございました。暫時休憩します。

午後 3時13分休憩

---

午後 3時37分再開

飯田委員長 再開します。続きまして、総務経済常任委員会のほうで入りたいと思います。

今回はその他報告事項のみとなっております。それについての報告をお願いいたします。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 当局、もうほかに。よろしいですか。

ないようでしたら、これで建設部の審査を終わりたいと思います。御苦労さんでした。暫時休憩します。

午後 4時12分休憩

---

午後 4時22分再開

飯田委員長 再開します。続きまして、定例会の付託案件審査ということで、総務経済常任委員会の部分について行います。

まず、第69号議案、ふるさと宍粟寄付金条例の一部改正の専決処分（専決第2号）の承認についてということで、自由討議お願いいたします。ございませんか。

これについて、何度も何度も繰り返しになったんですけども、要は、最後につけたのは結局市長の判断ということになることについての担保が、とりあえず担保はそれをお願いするしかないというところなんで、その辺について何か所見、委員長報告のときにつけるとかしてもいいですか。特にないですか。

東委員 寄附者の指定以外で、なおかつ災害にということなんで、もうずっと何でもかんでもということにはほぼ、なるのは不可能だと思うんで、ええと思うけどね。

西本委員 指定があるのは指定にする、何でもいいよという人とか災害に使ってという人をそれにすることでしょう。無尽蔵に全部広く。

飯田委員長 それでは、そういう形でのということろで、採決を行います。

第69号議案について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

飯田委員長 全会一致で承認ということでございます。

続きまして、第72号議案、宍粟市長等政治倫理条例の制定についてについて、自由討議お願いします。ありませんか、特に。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 それでは、討論もございませんか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 それでは、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

飯田委員長 全会一致ということで可決です。

続きまして、第73号議案、宍粟市自治基本条例第20条の施行期日を定める条例の制定について、これにつきまして自由討議は特にございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論もございませんね。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第73号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致です。

続きまして、第74号議案、宍粟市住民投票条例の制定について、これについて自由討議はございませんか。

まあ審査の過程でいろいろとお話はあったんですけども。

西本委員 投票条例をやるということは、逆に議会を通り越してやるということで、それはないように、そういうことがないように議員として頑張らなあかんという。

飯田委員長 それでは、討論もないということで、第74号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で可決ということでお願いします。

それでは、第75号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正について、これについて自由討議ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論についてもよろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第75号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で可決ということで。

続きまして、第76号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について、これについて何か。自由討議。よろしい。これは小学校が増えたという、項目になかった分を追加したという。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、自由討議もないですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 では、第76号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致です。

続きまして、第99号議案、事務用パソコン購入契約の締結について、これについて何か。

ちょっと聞くん忘れとった、もう一つ、これは庁内の分やったんやね。と、中学校の分を買いかえる言うたんかいな。だから、契約の値段がな、若干、機械が違うんやろうな。学校で使うんと。いや、何であの値段の違いがあるのかなと思って。大久保委員 違うとしたら両方ともデスクトップやと思うんやけども、違うとしたらソフトです。学校関係は一太郎使っとるらしい。

飯田委員長 まだ一太郎。先生みんな一太郎使っとるわ。そういえば。

大久保委員 若い人は一太郎はやめてきとるらしいけども、まだ、一太郎らしいです。

津田委員 まだ一太郎ってあるんですか。

飯田委員長 あるある。先生って結構一太郎。大体先生の人ってみんな一太郎。事務局。

岸元議会事務局係長 提案の理由のところだけをメモしておったんですけれども、そういったソフトについては詳しくは説明はありませんでしたが、どちらも起因となるものはウィンドウズ7の関係のサポート終了という形で、台数は事務用パソコンが300台、学校が223台というような違いしかちょっと。

西本委員 ウィンドウズ7から何に変わるん。

飯田委員長 10違うん。

西本委員 10に変わるんやろ。ほんなら使い方違うやんな、全然。そこを言いたかったんやけど、まあ言わなただけど。

ソフトをかえたらな、変わるわな、全然。勝手に違うわな、全部。

津田委員 トップページの違いぐらい。でも今、あれ全部かえる言うとったじゃないですか。あれデスクトップで、ここのとか全部液晶違うんですか。これ全部7ですよね。

岸元議会事務局係長 そういう説明でしたね。

飯田委員長 全部かえる言うたな。

津田委員 処分する言うから、もったいないね。モニターとかキーボードなんか。

西本委員 よう売ってるやんか、文化センターなんかでそういう。

飯田委員長 いや、あれはこれ自体をクリーンにして売りよんや。機械はやで、本体はやで。

津田委員 だからモニターとか液晶とか全然売れますよね。あれやっぱ官公庁で売

れへんの。

田中一郎副委員長 そうはいかんのやろな。やっぱり備品やから。

飯田委員長 自由討議はありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、この第99号議案についての採決をとりたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致ということであります。

これで一応全ての案件についての採決を終わりました。

それでは、その他といたしまして、閉会中の継続調査について今現状の部分でよろしいでしょうか。何か。

【継続調査事項、現地調査事項及び次回日程等を協議】

飯田委員長 これで本日の委員会を閉会します。

田中一郎副委員長 御苦労様でした。

(午後 5時08分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会総務経済常任委員会 委員長 飯 田 吉 則

平成30年度予算決算常任委員会第4回総務経済分科会会議録

日 時 平成30年9月7日(金曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 9月7日 午前9時00分

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議・審査事項

(企画総務部)

第71号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の専決処分(専決第4号)の承認についての関係部分

第77号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分

(まちづくり推進部)

第71号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の専決処分(専決第4号)の承認についての関係部分

第77号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分

(産業部)

第71号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の専決処分(専決第4号)の承認についての関係部分

第77号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分

第87号議案 平成30年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)

(建設部)

第71号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の専決処分(専決第4号)の承認についての関係部分

第77号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分

第83号議案 平成30年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第84号議案 平成30年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

第85号議案 平成30年度穴粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)



第81回宍粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

4. その他

5. 閉会

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	東豊俊
"	大久保陽一	"	田中孝幸
"	西本諭		
議長	実友勉		

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長	坂根雅彦	企画総務部次長	水口浩也
企画総務部次長	砂町隆之	秘書広報課長	三木義彦
地域創生課長	西嶋義美	総務課長	安井洋子
財務課長	堀秀亘	地域創生課副課長	藤原慎一郎

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長	富田健次	まちづくり推進部次長	樽本勝弘
まちづくり推進部次長	大田敦子	市民協働課長	小河秀義
人権推進課長	西田征博	消防防災課長	田村純司
市民協働課副課長	岩路貴裕	市民協働課副課長	石垣統久
消防防災課危機管理係長	石戸寿明		

(産業部・農業委員会)

産業部長	名畑浩一	農業委員会事務局長	西村吉一
産業部次長兼農地整備課長	祐谷佳孝	産業部次長兼地域産業課長	田路仁
農業振興課長	宮本雅博	林業振興課長	中村仁志
ひと・はたらく課長	西岡公敬	まち・にぎわい課長	西川晋也

(建設部)

建設部長	花井一郎	建設部次長	寺田美喜也
建設部次長	太中豊和	建設部次長兼土地対策課長	榎木隆
建設部次長兼地域建設課長	井口靖規	建設課長	谷口宗男

都市整備課長 田中 藤夫

水道管理課長 福井 功

上下水道課長 坂井 高誉

地域建設課副課長(千種担当) 春名 良信

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前9時00分 開会)

飯田委員長 大変、台風であるとか、昨日の北海道の地震であるとか、そういう自然災害が続いております。当地も山崎断層を抱えて、いつ何が起こるかわからないという状況の中であるというふうに思います。お互いに気を引き締めて、災害にも対処できるようにやっていきたいなというふうに思います。

また、今まさに7月豪雨の後遺症がまだ残ったままで、お互いにというよりも、当局にとっては大変な時期であろうというふうに思いますけれども、まだまだ台風の時期は始まったばかりということで、予断を許さないと思いますので、お互いに気をつけていきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、またこれから第4回の総務経済分科会並びに第12回の総務経済常任委員会というふうに続きますけれども、よろしく審議お願いしたいと思いますので、御協力お願いいたします。

それでは、まず第4回総務経済分科会のほうから始めますので、部長、願います。

部長。

坂根企画総務部長 おはようございます。今ありましたように、北海道の地震ということ、その地震が、台風が過ぎた翌日というようなことで、非常に大きな被害があったと。あのニュースを見て、台風と地震と同時に来たら、この地域はその可能性もあるということで、非常に身震いをするような思いをしました。これから台風シーズンということで、まちづくり推進部を中心に一丸となって対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、この9月議会については、決算ということもございまして、各議員の皆さんには連日ありがとうございます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

なお、今回の議会の開会中、今、報告で上げさせていただいてますが、7月に専決補正という形で上げさせていただきました。これは救助法の関係で災害救助費を上げておりますし、あるいは、応急復旧ということに特化をした形、あるいはコンサル委託というような費用も上げさせていただいておりますが、いよいよ職員、一生懸命頑張りながら、測量とか設計に今努力をしておりますのでございます。国の査定というのは少しおくれで来るわけですが、この会期中に一定の本復旧の工事費、それを見積もらせていただいて、上程をさせていただきたいというふうに考えております。査定が済むといち早く発注という形に移っていききたいというふうに思っておりますので、見込みという段階ではありますが、この会期中に上程をしたいとい

うふうに考えながら今準備を進めておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、総務経済分科会のところで、説明というところは特にございませんで、御質問のほうにお答えをさせていただきたいと思ひます。

飯田委員長 わかりました。

今、部長のほうからありましたように、一応説明はいただいておりますので、委員のほうからの質問ございましたらお願ひいたします。

申しわけありません。今日、田中副委員長のほうが身内の葬儀のために少し間を抜けられますので、その辺御了承願ひたいと思ひます。

田中一郎副委員長 御迷惑かけますけど、よろしくお願ひします。

飯田委員長 済みません、それでは、委員の御意見、御質問ございましたら、まず第71号議案のほうからお願ひしたいと思ひます。

論点整理表の中で1点質問出てましたので、まあまあ状況確認だけお願ひしたいと思ひます。宍志の会、お願ひします。

大久保委員。

大久保委員 第71号議案の災害救助費の使途いうところのクリーニング代が150万円上がってるんですけども、これは災害救助費として適切なのかということをお願ひします。

飯田委員長 堀課長。

堀財政課長 クリーニング代の150万円についてなんですけれども、これにつきましては、避難所で使用した毛布等のクリーニングに係るものでございます。このため適正な支出にはなるんですけども、詳細につきましては、まちづくり推進部のほうが担当になりますので、そちらの会のほうで御確認いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

飯田委員長 ほかに何かこの件について、第71号議案について質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、第71号議案については終了します。

続きまして、第77号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算関係で、何か御意見、御質問。

論点整理表からは、まず宍志の会から出てますので、お願ひします。

津田委員。

津田委員 まず、この総合計画及び総合戦略策定業務の委託料の、この具体的な内

容なんですけども、これ計上されてる金額を見てるんです。これ毎年ずっと払って  
いってるものなのか、具体的にどういうことをされてるのかというのをちょっと教  
えていただきたいなど。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 総合計画及び総合戦略の策定業務委託料でございます。本日の  
資料としましては、7ページに説明書のほうをつけております。

今回、総合計画につきましては、前期計画を平成28年3月、こちらの冊子になり  
ますが、こちらのほうを策定させていただいています。この総合計画につきましては、  
5年ごとに見直しをかけて時点修正を行うということで、次回の計画が平成33  
年度から始まるということで、それに対する準備ということで、債務負担行為によ  
りまして業務のほうを上げさせていただいております。

中身につきましては、まず、総合計画の前期基本計画をもとにした後期基本計画  
を策定する業務委託料でございます。これにつきましては、今年度から平成30年、  
31、32年の3カ年で計画を策定していくという予定をしております。また、地域創  
生総合戦略というのを平成27年に策定しておりますが、これも平成32年に終了する  
ということで、非常に総合計画と総合戦略については中身が密に関係するとい  
うことから、その二つを同時に作成をしていきたいということで、このように上げさ  
せていただいております。

スケジュールを見ていただくと少しわかるんですが、11ページをごらんください。  
11ページにこの計画のスケジュールを上げさせていただいております。

総合計画につきましては、議会の承認をいただいた後に、まずは前期計画の検証  
ということで、アンケート調査に入らせていただきたいなというふうに考えており  
ます。それを今年と来年、それが終わりますと、計画の中身、前期計画の評価であ  
ったり、また、新しく後期計画をつくっていく上での体系でのタウンミーティング  
なり庁内での事務、また戦略委員会、総合計画の審議会、市民の皆さんに意見をお  
聞きしながら、平成32年中に総合計画後期基本計画を議会に上程をしていただいて、  
審議をいただいて、平成33年4月から新たな計画をもって事業を執行していくとい  
うような流れにさせていただきたいなというふうに思っています。

御質問にありました、毎年支払うのかということですが、策定年度が5年に1回  
ということ、ただし、その業務については長期にわたるといことになりま  
すので、全体予算は3年間で持たせていただきますが、その年度ごとの債務負担  
ということで、平成30年度の債務負担については220万円という形をとらせて  
いただいております。

ます。ちなみに、全体ですが、平成30年度の予算としましては220万円とらせていただいています。全体3年間では、今の見積もりでは1,330万円の債務負担行為というのを考えております。

以上でございます。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、実際じゃあこの市民アンケートであったり、こういう、いわばコンサル費というふうに考えておいたらよろしいんですかね。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 中身につきましては、委員さんおっしゃったように、コンサルへの委託料、またアンケート調査の印刷であったり、送料であったり、そういったものが主になるということになります。

飯田委員長 よろしいですか。続けて。

津田委員。

津田委員 これ本当に私大事なところなんだと思うんですけども、この総合計画審議会とか戦略委員会とかあるんですけど、これには一般の方とか、そういった方が入ってこられてやっていってるんですかね。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 まず、戦略委員会ですが、戦略委員会については、実は来週月曜日にも開催させていただきます。学識の方1名、また残りの9名の方については市民の方という形で、全体的に言えば市民の委員会というような形になります。

また、総合計画の審議会につきましても、当然市民の方に入っているいろいろな御意見をいただくということになっておりますので、その点についても公募制、また学識経験者、各種団体というところから出ていただくような形になるのかなというふうに考えております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 この、先ほど言われた市民の代表9名の方、これどういうふうにと選考されているのですか。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 9名の方につきましては、まず、各種団体、商工会さんであったり、また自治会であったり、また森林組合、そういったところの代表の方と、あと一般公募の方ということで、2名のほうに入っております。学識としま

しては兵庫県立大学の林先生のほうに引き続いてお願いをしているというような状況でございます。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 ありがとうございます。西嶋課長がおっしゃられた総合計画のことなんですけど、これ非常にすごくこれからの将来を分ける重要なことやと思うんですけども、先般空き家のことを調べていたときに、ちょっと地域創生課のほうへ電話させていただいたんですけれども、宍粟市が平成26年に条例をつくられて、空き家に関する、国が平成27年の2月に法律を整備されたと。その後、平成28年に前回の総合計画がつけられた。

総合計画に使われている言葉というのは、その前の市の条例のときの言葉でもって総合計画書かれてるんですけれども、平成27年の国の法律でもって言葉の定義というのが明確になっとるんですよ。空き家いうたら何かとかいう、同じ空き家という言葉でもその言葉の、明確になっとるんだけど、宍粟市の総合計画を見たときに、法律の前のことでもってつけられとるんですよ。法律は1年後、その後平成28年に総合計画つけられて、もう少し、やっぱり地域創生課のほうから、これだけ将来にかかわることなんだから、ほかの課とか多岐にわたってもうちょっと全体を、言葉も含めて整理していかんと、そのときはわからないんですけど、今一つのことを調べて、そこに、総合計画のところに入っていったときに、矛盾いうんか、出てるように思うんです。課内の、市役所内の調整も含めて、大事な総合計画なんで、予算も入ってるんで、ただ単純につくられるというよりも、法律の言葉とか用語とか、整合性も含めて検討していただくようにしていただきたいというふうに思います。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 大久保委員さん今おっしゃったことは、まさしくそのようなことだと思います。総合計画につきましては、計画上5年に1回ということで、なかなか言葉の時点修正というのができにくいことはありますが、ただ、毎年予算の実施計画で中身を精査したり、予算で精査したり、またいろいろな成果説明、また主要事業といったものを行政が発信することがあります。そのときには、総合計画がもとにはなくて、いろいろな法律の名称が変わったり、新たなものができたときには、そのときにはきっちりそれで示していくというようなことについて、私も心がけていきたいなというふうに考えております。貴重な意見ありがとうございます。

飯田委員長 部長。

坂根企画総務部長 今おっしゃることは、そういう時系列的には市の条例ができた後に国が法律をつくって、ちょっと私も言葉が出てこないんですが、空き家の定義ということについてもそのとき明記をされて、そのときに市の、所有者の情報をそのことに限っては税の情報をとることができることに法律ではなっておるんです。実際の実務としてはそのことで動いておるわけですが、市としては、市の法規であります条例、これに基づいて行政の業務をやっていくわけですから、法律がそういう定義になったからといって必ずしもそこに合わせていく必要があるのかということ、そのことを尊重していくべきところもあるわけですが、市は市として条例を立てて行政を進めていくということでございますので、必ずしも間違いというふうには私どもは考えていないと、そういうことでございます。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 今、部長おっしゃられるように、僕間違いだとは思わんですけれども、言葉一つとっても、さっき空き家であったり、特定空き家であったりという言葉の定義自体が法律でもって明確になってきて、この法律がそれぞれの市町に対して求めているものとかがあったときに、間違いじゃなくても、いろいろなずれみたいなのが生じてくると思うんです。

国の補助メニューを使ったりするときなどに要件として出てきたりとかすることで、間違いではないんですけども、後々の運用とか、そういうところにずれが生じてくるように今回調べてて思ったんですけれども、だからこそ、平成26年につくって平成27年に国が法律つくって、平成28年にこの総合計画ができたときに、時間的には無理なんかもしれんのですけれども、国の法に準じていくというところの軸足を置いていかないと、この空き家一つのことをとっても法律に準じていくというところに軸足を置いておかんと、いろいろな後、町にとって、住民にとって損、補助が受けられなかったりする損が生じてるん違うかなというふうに思うわけなんです。

飯田委員長 部長。

坂根企画総務部長 少し言葉が足りませんで、申しわけなかったです。おっしゃることに非常に理解をしておるんです。ただ、条例の後に法律ができたから、法律が全て優先されるというふうな、ちょっとニュアンスは違うんですけども、そうではないということだけを申し上げただけで、今御指摘いただいた分については、課長もおっしゃったとおり、そういうふうに時代の流れといいますか、国がこういうふうな流れをしてるという部分については、つぶさに我々も状況を把握しながらやっていく必要があるということについては、おっしゃることはごもっともだというふ



うに思っています。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 済みません、ちょっとあともう1点教えていただきたいんですけども、戦略委員会って具体的にどういうことをされてるんですかね。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 戦略委員会でございます。先ほど少し触れさせていただきましたが、戦略委員会につきましては、平成27年の12月に宍粟市地域総合戦略というのを策定しております。その策定にかかるときから携わっていただいているということなんですが、これにつきましては、国が人口減少対策として人、物、金の流れを循環させるということを明言しまして、それに基づいた、特化した計画を立てなさい、その計画を立てて、合致するものについては地方創生交付金ということで交付金事業を充てていきましょうという流れの中で計画を立てております。その計画書に基づいた事業の執行であったり、また各種次年度の計画についての御意見をいただくといったような役割を担っていただいている委員さんでございます。年間約4回程度開催させていただきまして、事業の中身であったり、またいろいろなアドバイスをいただいているというような形になっております。

飯田委員長 ほかに何か、第77号議案で。

大久保委員。

大久保委員 第77号議案のページ14ページの施設整備工事費、1億2,271万3,000円の減額理由を教えてください。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 施設工事費の減額理由でございます。まず、今回の補正につきましては、資料を提示させていただいている3ページのほうに生活拠点の建設工事の債務負担の変更を上げさせていただいております。これに関連しまして工事のほうが減額ということになります。

4ページをごらんいただきますと、施設工事費の減額として1億2,271万3,000円上げさせていただいております。これにつきましては、今年12月に工事の発注を予定しております工事費につきましては、2カ年にわたるという予算を当初組ませていただいております。それにつきましては債務負担行為をお願いしているわけなんですけども、その予算につきましては、年度割りということで、平成30年度に幾ら予算を持つ、平成31年度に幾ら予算を持つという形で持たせていただいていたんですが、工事期間の見直しによりまして、当初平成30年度に完成する割合3割というこ

とを想定していたんですが、そのことが少し、3割も上がらないかなということで、平成30年度の完成割合を1割という見込みに変更しました。その部分の減額といいますが1億4,000万円程度になります。

実はこの中身につきましては、第2庁舎の改修費というのを若干お願いしているわけでございます。それが2,000万円第2庁舎の改修費としてお願いしておりますので、その相殺として減額幅については、拠点づくりのほうは1億4,271万3,000円、第2庁舎の改修というのが2,000万円追加要望させていただきまして、差し引きで1億2,271万3,000円の減額ということです。理由としましては、年度内の工事の出来高の割合の変更による減額ということでお考えいただければなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 これ、次この用地購入費の内容なんですけども、中に説明書入れていただいているんですけど、これも一宮の生活拠点の追加の用地購入費ということですのでよろしいんですか。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 津田委員おっしゃるとおりでございます。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 次、この木育イベントの実施負担金なんですけども、これは説明書つけていただいているんですけど、これは今後、今からやっていく事業の、実際これはいつやろうとされてるんですかね。どういうふうに進められようとしているのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 ウッドスタート事業、木育推進事業でございます。資料につきましては10ページということで上げさせていただいております。

今年度の主要事業としまして、このウッドスタート・木育推進事業というのを当初予算に計上させていただいております。この中身ですが、やはり宍粟市は森が豊かであるということで、地域材を活用して子育て・子育ての環境、そういったことから、子どもを初め全ての人が木のぬくもりを感じていただく社会をつくっていきましょうというのがこの事業の始まりでございます。

まず、当初予算で上げさせていただいていたものにつきましては、今の誕生記念品、バスタオルから、木のぬくもりを感じていただくということで、木のおもちゃにかえていこうということで、今年度その木のおもちゃを製作することにしており

ます。その予算を上げさせていただいております。

スケジュールを少し、次、13ページのスケジュールを見ていただきたいんですが、今現在、当初予算に上げさせていただいております木のおもちゃの試作という段階に入ってきております。今、デザインを上げていただきまして、このデザインというのは、東京のおもちゃ美術館、このウッドスタート宣言をするところのNPOに委託をしておりますが、そこでデザイン、それが上がりますと試作ということで、試作については優先調達ということで、市内の障がい者施設、就労施設のほうにお願いするというのを予定しております。試作品ができ上がりまして、完成を3月という予定にしております。

それにあわせまして、ウッドスタート宣言というのをを行う予定にしております。ウッドスタート宣言をするには、小さなころから木に触れるきっかけづくりということで、木育キャラバン、1日おもちゃ美術館というのを開催するということが義務づけられております。

このおもちゃ美術館は何だろうということで、資料の一番最後、これは他市のチラシなんですが、イメージを持っていただくということで、1日こういった広い体育館等に木のおもちゃをふんだんに持ってきまして、子どもたちに木のぬくもりとかを体感してもらい、触れ合っていただくということで、小さなころから木育を始めようというところが狙いであります。この木育キャラバンとウッドスタート宣言とでき上がった品物をお渡しするといったイベントを3月の中旬あたりに行いたいということで、それに係る1日おもちゃ美術館の経費ということで補正を今回お願いしていることとなります。

以上でございます。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 これ、実際このウッドスタートは、木のおもちゃが支給されるのは来年の4月以降という形になるんですかね。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 ウッドスタート宣言に合わせて木のおもちゃというのはバスタオルにかえてお送りしたいなというふうに考えておりますが、今現在、その切りかえ時期をいつにしようかというところで、今、内部で調整しておるところでございます。

飯田委員長 ほかに何か。第77号議案について御質問ございませんか。よろしいですか。

一つだけお願いします。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 この県立森林大学校の居住整備事業なんですけれども、今現状、最終的に何戸を整備されておって、何人の学生さんが入っておるといった状況をちょっと教えていただきたいんですけども。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 今現在は6棟整備をさせていただいております。入居者につきましては、4月当初については19名の学生さんが入っておられまして、そのうち3名の方が女性という形になっております。

飯田委員長 ありがとうございます。

津田委員。

津田委員 済みません、先ほどの木育の件でもう1点だけちょっと聞きたかったんですけど、この実際、玩具は市内でつくって、市内の業者がつくって、その製品を市内の生まれた子に渡すような形って考えておけばいいんですか。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 津田委員さんおっしゃるように、市内で製作をさせていただきたいというふうに考えております。

飯田委員長 ほかに。済みません。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 先ほどの大学校のシェアハウスの件なんですけど、今回整備されようとするのは、やはり染河内地区へ、染河内へ学校が移ったわけなんですけれども、学生さんとしてはどうなのかな。近いほうがいいのか、逆に今度、要はコンビニがあるとか、スーパーであるとか、染河内に入ると、失礼やけども、ない状況なんですよね。だから、どういうふうな考え方で設置しようとされとんのかなと思って。

田中一郎副委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 今回のシェアハウスの建設場所につきましては、基本的にはいろいろな自治会の方々に携わっていただきたいということで、できるだけ集中しないような形をとれたらなというふうには考えております。ただし、今、委員長おっしゃるように、やはり買い物のことであったり、交通のことであったりというようなことも加味しなくてはいけないかなというふうに考えておりますので、少し協議会の中で御相談をさせていただいて、場所等については、基本的には神戸地区もしくは染河内地区内の交通の便もしくは生活の便がいいところというふうな形にはな

ろうかと思いますが、少し考えさせていただけたらなというふうには思っております。

飯田委員長 わかりました。

ほかに何かありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、とりあえず第77号議案についての審査はこれで終了したいと思います。

これで分科会のほうを閉じさせていただきます。暫時休憩します。

午前 9時30分休憩

---

午前 11時53分再開

飯田委員長 再開します。それでは、まちづくり推進部の審査に入ります。まず分科会のほうから入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、部長、お願いします。

部長。

富田まちづくり推進部長 お疲れさまでございます。昼を挟みますけども、まちづくり推進部の審査、よろしくお願いたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、分科会のほう、本日提出しております資料に基づきまして、専決の補正予算、それから補正予算の関係を説明をさせていただきたいと思います。

飯田委員長 特に前の議案説明でもっと詳しく言いたいことがあったら言ってもらったらいけども、一応は説明をされておるんで、もうこちらの意見で言ってもらったらいということだったら、こちらから意見。とりあえず一つずつお願いします。

富田まちづくり推進部長 それでは、第71号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)の専決処分(専決第4号)につきまして、まちづくり推進部の関係部分についてその概要を説明させていただきます。

本日お配りさせていただいております資料の1ページでございます。

歳出といたしまして、災害復旧費、保健体育施設災害復旧費、工事請負費に、山崎スポーツセンター第3駐車場に流入いたしました土砂を撤去、処分する経費として6万5,000円を計上しました。なお、これにつきましては、作業のほうはもう既に完了しているというところでございます。

2 ページをお開きください。

歳入につきましては、県支出金、民生費県補助金、災害救助費補助金に、被災者生活再建支援金補助金として100万円の増額補正を行いました。これは、今般の7月豪雨災害の被災状況に鑑みまして、兵庫県が豪雨災害に対する緊急対策として国の被災者生活再建支援法の支給対象とならない世帯に対し支援金を支給することとされた制度に伴うものでございまして、支援金は150万円を見込んでおり、その財源としてその3分の2を県費補助金として計上したものでございます。

歳出につきましては、民生費、災害救助費、需用費に、災害用消耗器材として、予備費充当の不足分と今後の見込み分ということで12万円を計上いたしました。12万円の内訳は、避難者の生活用具、食糧費などとしてございます。

それから、次の民生費、災害救助費の役務費でございます。クリーニング代として150万円を計上いたしました。これにつきましては、事前にいただいております論点整理ということで、支出内容は、避難所に使用しました毛布500枚分のクリーニング、そしてビニール袋等へのリパックの費用を計上いたしました。1枚当たり3,000円してございます。

次に、民生費、災害救助費の扶助費に、被災者生活再建支援金として、先ほども歳入のところで説明をさせていただきました支援金150万円分を計上いたしました。積算につきましては、この当時でございます半壊で4件、総額100万円、床上浸水10件で総額50万円を見込んで計上いたしました。

第71号議案につきましては以上でございます。

飯田委員長 これについて何か。わかりました。それについては了解ということでお願いします。

ほかになければ、第77号議案、お願いします。

部長。

富田まちづくり推進部長 第77号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

歳入につきましては、諸収入の雑入に計上してございましたががんばる地域応援事業補助金につきまして、このもとでございまして地域活性化センターの助成金が、申請をしてございましたけども不採択だったことから、73万8,000円の全額を減額補正するものでございます。

次に、歳出につきましては、民生費、社会福祉費、人権推進費、賃金について、

別途女性を主体とする団体・グループの活動応援として計上してございます宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業補助金が、団体・グループの活動の活性化に伴いまして当初予算を上回る申請等の状況となったことに伴いまして、一時的に臨時職員賃金から流用対応する措置をとってございました。その関係につきまして、流用対応した分115万4,000円を増額補正するものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、人権推進費、負担金補助及び交付金について、がんばる地域応援事業補助金として、しそウイメンズネットミモザへの活動助成を考慮してございましたが、先ほど歳入のときでも御説明させていただきました、地域活性化センターの助成金が残念ながら不採択ということになったことから、この該当する分73万8,000円の全額を減額補正するものでございます。

それから、資料の4ページをお願いいたします。

歳入につきましては、寄附金、民生費寄附金、災害救助費寄附金ということで上げさせていただいておりますけども、これは東北大震災以降、関西広域連合を介しまして東北被災地の復興支援のために平成25年度から毎年度1名の職員を派遣してございます宮城県山元町から、被災者の支援ということを目的とした指定寄附がございましたので、その寄附額20万円を増額補正するものでございます。

それから、同じく民生費寄附金の災害復旧費寄附金につきましては、宍粟市に縁故のございます企業から災害復旧復興を目的とした指定寄附金がございましたので、寄附額200万円を増額するものでございます。

なお、災害復旧費の寄附金につきましては、さらに指定寄附金を受けているというんですか、今後予定もされておりますことから、その都度、適宜補正予算等行っていきたいというふうに思っております。

次、歳出につきましては、消防費、消防施設費、工事請負費について、一宮支団第3分団福田部の旧詰所の解体撤去費用として185万円を増額補正しております。今般、解体撤去費用を予算計上することとなった理由につきましては、昨年度、平成29年度に福田部の新消防詰所の建築工事を実施しておりますが、その工事を実施するに当たりまして、地元自治会のほうが旧詰所を地域活性化として取り組まれております田毎のそばの拠点として活用すべく協議を行われることとなりまして、その方向が決定するまで解体撤去を猶予したという状況でございます。が、しかしながら、残念なんです、結果として活用できなくなったという説明もございましたので、本来、建築と同時に実施するべき解体撤去工事を、次年度ではあるんですが、実施すべく、補正予算を計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

飯田委員長 では、この第77号議案について何か御質問。

津田委員。

津田委員 先ほど言われたミモザの不採択の理由というのは何か、どんなことがあるんですか。

飯田委員長 大田次長。

大田まちづくり推進部次長 理由というのは、不採択という通知しかありませんでした。

飯田委員長 わかりました。

ほかに何か。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 なければ、第77号議案の質疑を終わりたいと思います。

これで総務経済分科会のまちづくり推進部の審査を終わりたいと思います。暫時休憩します。

午後 0時04分休憩

---

午後 1時20分再開

飯田委員長 再開します。御苦労さんです。引き続き午後よろしくお願いします。

産業部のほうにつきましても、今回、7月豪雨の後いろいろと大変なことが続いておると思うんですけれども、また、昨日もありました北海道の地震及び先日ありました台風の、若干それでしたけれども、まあまあ直撃というようなのが続いて2回あったわけなんですけれども、これからまだまだ台風シーズンが続きますので、お互い気を引き締めていきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、まず、予算決算常任委員会の付託部分、総務経済分科会、産業部の部分の審査から入りたいと思いますので、第71号議案、第77号議案、第87号議案、この3件につきまして順次審査していきたいと思います。

特に当局のほうから議案について追加で何か説明とかありますでしょうか。

部長のほうから何か最初にありますか。

部長。

名畑産業部長 先ほど委員長のほうからもありましたとおり、地震とか台風につきまして、思うところ本当に地球がもうめげてしまうんじゃないかなと思うほどの異常な気象とか天災が続いております。



台風の関係ですけれど、7月の豪雨があったわけなんですけど、その後台風が三つ来ました。それについては、特に最初の被害が大きかったんですけど、大きな甚大な被害に膨れ上がるというようなことはございませんでした。幸いに軽微なところでとどまって、ほっとしているところでございます。

これからの災害復旧についてはこの後また説明しますけれど、査定に入り、また実際の工事の設計といった形で、産業部の中も非常にばたばた慌ただしくなってますけれど、一生懸命頑張っていきたいと、そんなことを思っております。よろしく今日はお願いいたします。

飯田委員長 ありがとうございます。

それでは、第71号議案について、委員の質問、意見を求めます。

祐谷次長。

祐谷産業部次長兼農地整備課長 それでは、資料に基づいて、平成30年7月専決補正資料に基づいて説明させていただきます。

農地整備課としてはこの平成30年7月豪雨に際しての歳入歳出という形で補正を専決で行っております。

まず、資料に基づいて、歳入のほうからなんですけども、ページ数8ページ、市債、災害復旧事業債という形で、農業用施設災害復旧事業債、この補正を1,300万円行っております。この補正内容というのが、農業用施設災害復旧に伴う土砂撤去に際しまして2,000万円の歳出予算の計上をしております。その65%が起債充分という形で、1,300万円の補正を行っております。補正理由は、先ほども申したとおり、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧の支援に伴う補正でございます。

続きまして、歳出に入ります。歳出の予算10ページ、これも同じく災害復旧費、農地災害復旧費、説明としては文具消耗器材等という形で、これは災害査定に基づいて現地被害確認調査をずっと回っております。それに基づいて、被害の確定をしたところから順次木杭、測点杭等の打ち込みも行っておることを理由に、13万円の補正を行っております。

同じく19節になるんですけども、農地等土砂災害撤去補助金という形で、これは今回、災害特例20万円未満の分の災害復旧に市より2分の1助成するという形で、各旧町4町20カ所で20万円の2分の1、800万円を災害復旧支援の補助金の予算確保として補正しております。

次に、農業用施設災害復旧費として、旅費を関係機関との協議分という形で10万円。

次に、同じく農業用施設災害復旧費として、文具消耗器材等として、農地のほうと同じくして、施設のほうについても被害調査等の関係する消耗器材として木杭等に3万円。

最後に、農業用施設の、先ほどの農地版と同じくして、農業施設のほうの土砂撤去補助金としまして、旧4町におおむね50カ所という試算で、概算20万円の2分の1として2,000万円、平成30年7月豪雨の復旧補助金として予算確保のため補正させていただきます。

以上、農地整備課からの補正は以上のとおりです。

飯田委員長 中村課長。

中村林業振興課長 私のほうからは、資料の2ページに基づきまして御説明させていただきます。

林業振興課のほうでは、歳入としまして、河原田で出ました原木の売払収入としまして165万円計上しております。これにつきましては、バイオマス用の燃料として、買い取り業者からの売払収入として見込んだ金額となっております。

それから、続きまして、林業施設災害復旧事業債についてですけれども、下の3段目から5段目までのところの、今回の災害に係る費用につきましては65%の充当ということになっております。それからあと、歳出のほうの2段目のところで測量業務の委託料がございますけれども、こちらのほうの充当率は90%の、合わせて5,580万円を今回起債の補正として計上させていただきます。

それから、下の歳出のほうなんですけれども、先ほど御説明させていただきました歳入の部分で、河原田の流木の撤去等工事費としまして、その処分に要する費用としまして995万円補正をさせていただきます。

それから、その下の測量業務等委託料につきましては、今回の災害で宍粟市内12路線、本災害に上げる予定なんですけれども、その中での業務委託料としまして4,000万円計上しております。

それから、3段目から5段目につきましては、今回の災害に係る工事費、それから原材料費、それから補助金としまして、工事費につきましては市の直営林道での応急工事費として360万円追加させていただきます。それから、あと原材料費と補助金につきましては、地元管理の林道でありますとか基幹作業道につきましては、被災を受けた部分の原材料であったり補助金の支援ということを考えて、それぞれ200万円と2,500万円補正させていただきます。

以上でございます。

飯田委員長 西川課長。

西川まち・にぎわい課長 それでは、まち・にぎわい課のほう御説明をさせていただきます。資料3ページ、よろしく願いいたします。

まち・にぎわい課の歳出のほうを上げさせていただいております。温泉施設被災者利用負担金でございます。こちらにつきましては、7月7日の豪雨災害につきまして、避難された方、そして断水によってお風呂が利用できなかった方、その方を支援していこうということで、楓香荘、まほろばの湯、フォレストステーション波賀、それぞれの施設の利用に当たりまして、市のほうがその利用分を負担するものでございます。補正額につきましては16万3,000円でございます。

以上でございます。

飯田委員長 宮本課長。

宮本農業振興課長 農業振興課からは4ページのほうで説明させていただきたいと思います。

歳出のみになるんですが、農林水産業費の農業総務費で、農業共済事業への特別会計繰出金として補正額256万2,000円を計上させてもらっています。これにつきましては、4月の人事異動に伴います人件費の増額ということで上げさせていただいております。

農業振興課からは以上です。

飯田委員長 部長。

名畑産業部長 もう第77号議案に入っていますが、どないしましょう。

飯田委員長 とりあえず、じゃあ説明だけいってください。

祐谷次長。

祐谷産業部次長兼農地整備課長 失礼します。それでは、先ほど部長が、第77号議案に引き続き入ります。

農地整備課からは、この平成30年度9月補正としまして、歳入、県支出金、農林水産業費県補助金、これは多面的機能支払交付金に対しての歳入の補正であります。補正内容というのは、新規取り組み組織、当初予算のときには取り組みをちょっと検討されて、まだ確定されておらんかったですけども、波賀町と一宮町で1地区ずつ新規にこの事業に取り組みでいきたいという意向が示されたのに基づく国県の補助金の補正になります。

続きまして、歳出なんですけども、ページ23ページに二つあります。臨時職員の社会保険料と臨時職員の賃金であります。これは千種市民局の地域産業課臨時職員

の社会保険料と賃金になります。これは4月から勤務はしておったんですけども、当初、人事の中で千種市民局の体制上3名という形だったんですけども、やはりちょっと人員のほうで臨時職員のほうでもう1名という形になりましたんで、それを今回の補正によって臨時職員のほうを置いております。

続きまして、農林水産業費、農業振興費の多面的機能支払交付金の補正に入ります。これは先ほどの歳入の説明であったとおり、新規取り組み組織の交付金が追加されたためという形で、97万円の補正を行っております。

その下、県土地改良事業団体連合会賦課金なんですけども、これは今年度より一宮町で水路改修工事に伴う維持管理適正化事業というのを実施するんですけども、これに対する県の土地改良連合会の賦課金が幾分ちょっと増加になった分を7万3,000円、賦課金の補正を行っております。

最後になるんですけども、農業生産基盤整備促進事業補助金という形で、542万円の補助金の増額です。これは当初、毎年この時期に農会長会を通じて計画的に各農会組織から要望書を受け取っております。4月当初予算の段階では実績の業者さんへの増減がありますんで、9月においてもう少し執行を見込んだ上で再度行うという形で、一応今計画どおり各農業組織さん、土地改良事業の進捗が進んでおるんで、当初要望どおり追加542万円の不足した分の予算の補正として上げさせていただいております。

以上でございます。

飯田委員長 中村課長。

中村林業振興課長 引き続きまして、私のほうからは、資料の6ページになります。

まず、歳入のほうなんですけども、森林整備地域活動支援事業交付金につきまして、歳出のほうの3行目と関連するんですが、この事業といいますのが、そもそも森林経営計画を立てて、それで森林施業に必要な調査でありますとか、あるいは合意形成、そういった費用に要するところを支援する事業なんですけども、それとはまた別で、施業地へ通ずる作業道とかの改良についても支援できるということで、今回、経営計画の部分につきましては1施業者から申請を取り下げられたことで減になっておるんですけども、逆に作業道へ通ずる路面の改良とか、そういった部分について新たに追加要望がありまして、トータルしましたら19万5,000円の補正とさせていただきます。この事業につきましては、全体事業費の75%を国県の補助ということで、下の歳出のほうでは全体の事業費として計上しておりますけども、歳入の分では75%の部分の補正としております。

それから、続きまして、歳出のほうなんですけども、1行目、2行目の臨時職員の社会保険料と、それから賃金についてですけども、このたび林業振興課のほうで正規職員のほうが長期休業に入ったということもありまして、緊急的に職員の補充が必要になってしまったということもございまして、それで、災害等もありましたので、早急な対応が必要ということで、今回、保険料、賃金、それぞれ55万3,000円と、それから369万9,000円を補正で計上させていただいております。

それから、3行目につきましては、先ほどの説明で割愛させていただきます。

続きまして、4行目の林道施設整備工事費なんですけども、これにつきましては、市の直営林道の部分で、やっぱり通行上支障になるところがございまして、そういった部分については、今後、生活道路ということもありますし、有事の際にも必要な部分ということもありまして、特にカーブミラーの設置とか、せんだって提案させていただきました避難所の設置とか、そういった部分での新たな部分での補正ということで750万円計上させていただいております。

続きまして、原材料費と、それからその下の補助金についてなんですけども、これにつきましては、通常の補助金、原材料費の部分について、地元のほうから要望があった分についてそれぞれ補正計上させていただいております。原材料費につきましては220万円、補助金につきましては160万円の補正とさせていただいております。

以上でございます。

飯田委員長 西川課長。

西川まち・にぎわい課長 それでは、7ページ、まち・にぎわい課、よろしく願いいたします。

歳入歳出でございます。まず、歳入につきましてでございます。歳出をこのたび、キュービクルの補正をさせていただいております。下の歳出のところの下から二つ目になりますが、補正後の額をごらんいただきますと1,700万円でございます。この1,700万円の財源につきましては、上段の歳入をごらんいただきますと、補正額ということで、今回補正後の1,700万円を過疎対策事業債で賄おうというものでございます。この分、歳入を補正上げさせていただいております。

続きまして、歳出でございます。私のほうからは、一番上段の施設修繕料と、そして一番下の指定管理施設修繕の、この負担金の説明を二つさせていただきます。

まず、施設修繕料の補正額でございます。補正額は600万円でございます。その600万円につきましては、箇所はまほろばの湯とフォレストステーション波賀でござい

ざいます。補正の内容でございます。まほろばの湯のロビー、浴室の畳が経年劣化をしております。その分につきまして、この間、先月の補正、貸し付け等のことでも播磨いちのみやさんのまほろばの湯の施設も説明をさせていただいたところですが、環境をより充実してもてなしをする空間を改善する必要があるということで、このたび上げさせていただいております。

それと、フォレストステーション波賀でございます。こちらにつきましては、浴槽のろ過機の弁が経年劣化しているということで、何とか経年劣化している中で確認をしていただきながらやっていたわけですが、このたび修繕をさせていただいて、適正な、より管理をしていこうというものでございます。補正額600万円でございます。

続きまして、一番下の指定管理施設の修繕の、こちらは負担金でございます。こちらにつきましては、指定管理施設の10ページのほうをごらんいただきたいと思います。それぞれ施設名と修繕内容と負担金を上げさせていただいております。ごらんいただきましたとおり、こちらにつきましては、温泉施設であったり、宿泊施設であるということで、修繕を、こちらのほうは指定管理者が早急に直されて、その直された実績に伴って市が後で負担をさせていただくということで、これを直さないでと営業に支障が出ると。御存じのとおり、市の修繕につきましては、先ほど600万の補正につきましては、市が発注して入札をさせていただくものと、こちらにつきましては、入札行為をすると一定のいとまの期間がございまして、営業の再開ができないと、営業に支障するということで、早急に指定管理者のほうでやっていただくことで、多くの方にお越しいただくような環境をつくっていくということで、その負担いただいたものに対して市が後で負担するものでございます。総額723万9,000円でございます。

それと、9ページをごらんいただきたいと思います。

9ページにつきましては、予算書の25ページをごらんいただきますと、款6商工費、項商工費の目観光振興費で、補正額のところをごらんいただきますとゼロとなっております。これにつきまして御説明をさせていただきます。補正をせずに財源構成をこの9月補正でさせていただいているもので、その財源の構成の中身を御説明させていただきます。

私のほうからは、2番目の3番の観光振興費のほうを説明させていただいております。このたび地方創生の兵庫県の交付金を申請を行ったところ、対象になるという事業が、発酵のまちづくり事業と地域おこし企業人誘致事業、この分を地方創生

の交付金に採択されました。それと地方債の過疎対策特別事業、ソフト事業でございますが、この分につきましても以下三つの事業が今回補助金の交付金がついたことで減ということと、それと、その他の財源につきましても減ということで、財源につきましてもは一般財源を確保するということで、財源構成の補正ということをしていただいております。

まち・にぎわい課につきましても以上でございます。

飯田委員長 西岡課長。

西岡ひと・はたらく課長 失礼します。今、西川のほうから説明差し上げたものの関連してになるんですが、今見ていただいている9ページ上段側、商工振興費の財源構成の部分について御説明を申し上げます。

商工振興費につきましては、補正額としてはゼロになっております。全て財源の構成をするということでここに書かせていただいております。地域創生課及び財政課との協議の中で何ですけれども、国の地方創生推進交付金、あと県のひょうご地域創生交付金、両方に何とか振り分けをしていただくことができましたんで、年度当初、過疎債なり一般財源で予算化していたものにつきましても、例えば一番上の地方創生推進交付金の商工業振興費は、これビジネスサポートの負担金だったり、あと無料職業紹介事業の一般財源の分、ないし起債で充当する予定としておったものが、国の地方創生推進交付金を充てることができるよということで、財源構成をしてもらったものの一覧となっております。

以上です。

飯田委員長 田路次長。

田路産業部次長兼地域産業課長 再び資料の7ページを見てください。私のほうからは、7ページの歳出の欄の2段目、3段目、4段目について説明させていただきます。

2段目のカヌーコースの設置委託料の240万円の増額なんですけど、これはカヌー競技大会の誘致によりまして、当初3大会の誘致だったんですけど、これが6大会に増えました。そのカヌーのコースの設置の委託料の増、それと、このたびの7月の豪雨災害によりましてダム湖の中に流木等がかなり入っておりますので、これの撤去のための同じく委託料の増ということで、240万円の増となっております。

それから、3段目の施設使用料の増なんですけど、これも今言いましたカヌー競技大会が3大会増えましたために、この音水湖カヌークラブハウス、これの使用料と、大会用の競技用備品、これの使用の回数が増えましたための増額となっております。

それから、4段目の施設改修工事費、これは道の駅播磨いちのみやさんのキュービクルの設置工事費の増です。この説明につきましては、めくっていただきまして、8ページに書いております。キュービクル設置の理由といたしまして、播磨いちのみやの道の駅が従来低圧の契約をしておったわけなんです、その後のエアコンでありますとか冷蔵庫、保冷库等の増設によりまして電力の使用量が增大して、低圧の電力ではなくて、今度は高圧の電力に切りかえる必要があるということに関西電力のほうから指摘がありまして、今年度中に高圧の受電施設に切りかえるということで協議が調っております。

それで、この補正の理由なんです、昨年9月から関西電力と協議を続けておったわけなんです、いよいよ低圧のほうから高圧への切りかえが確定したのが1月になってからでありまして、そのときも見積書等をとるいとまがなく、そのときには当初において高圧の受電設備キュービクルの本体のみの価格を、請負ベース、これは近隣の契約金額によりまして予算化しておったわけなんです、本来ならばこれに基礎工事がありますとか高圧ケーブル、電線からの引き込み工事、その他の諸経費等を見なければいけなかったんですが、その見積もりがなかったために、当初予算において本体の費用のみ予算計上しておりました。その後、平成30年度に入りまして、参考見積もり等をとったところ、当初の予算では設置が不可能ということがわかりまして、今回増額補正ということになったわけでございます。

私のほうからは以上です。

飯田委員長 宮本課長。

宮本農業振興課長 それでは、第87号議案を農業振興課の私のほうから御説明させていただきます。

11ページをお願いします。

農業共済事業特別会計補正ということで、11ページに三つの表が書いておるんですが、その真ん中の表に補正予算額というところで、一応五つの共済の項目のうち業務勘定の部分で、歳入歳出ともに278万6,000円の増額を上げさせてもらっております。

内容につきましては、次のページちょっと見ていただきたいんですが、業務の中身ということで、左側歳入なんです、先ほど一般会計で御説明させていただきました人事異動によります人件費の関係で、一般会計の補助金として256万2,000円分を持ってこさせていただいておりますのと、4番目の受託収入ということで、来年の平成31年の1月から収入保険制度が始まるんですが、その方たちの加入をするとき



の事務手数料ということで、連合のほうから業務委託料をもらっております。それが22万4,000円ということで、合計278万6,000円を上げさせてもらっております。

歳出につきましては、その分は一応一般会計の中の一般管理費で使うという形になっております。

以上です。

飯田委員長 申しわけありません、続けて三つの説明になってしまいましたけれども、では順次質問等受け付けますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず、第71号議案から。

東委員。

東委員 さっきの説明もらったんだけど、ちょっと確認をさせてください。今日の資料の6ページの森林整備地域活動の支援のところ、これ国県の補助が75%だったんだけど、それでよろしかったね。確認。

それで、ついでに、上限はあるのかなと思って。どうだったかな。ちょっとそれだけ確認させてください。

飯田委員長 中村課長。

中村林業振興課長 失礼します。国県の補助率につきましては、申されたとおり、事業費の75%となっております。それから、上限につきましては、特に定めはございません。

以上です。

飯田委員長 それでは、第71号議案について。特にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 なければ、第77号議案について、関係部分。

施設修繕料とかいうのは、今説明があったね。これについては一応説明がされておりますので、よろしいです。ほかに。ほかに何か。ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、続きまして、第87号議案について。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 特にないようでしたら、第71号議案、第77号議案、第87号議案に対する審査を終わりたいと思います。暫時休憩します。

午後 1時52分休憩

---

午後 3時25分再開

飯田委員長 再開します。引き続きお願いします。建設部の皆さん、御苦労さんです。それこそ、先ほどの話じゃないんですけれども、台風何とかそれで、よかったと言えば、ほかの地域の方には申しわけないんですけれども、かなり死者も出たりして、大変なことになっております。一步間違えば同じ目に遭う可能性もあるということで、これから台風シーズン、気を引き締めていきたいと、お互いをお願いしたいと思います。

また、北海道の地震、思いがけないほどの大きな災害になっております。当地も山崎断層を抱えておるということで、いつ同じ目に遭うかもしれないという心配をしながらなんですけども、これもまたいつ起きるかわからないということで、気を緩めることなく対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、審査の前に、部長何か一言。

部長。

花井建設部長 引き続きの審査ということで、大変御苦労さまでございます。

今、委員長のほうからありましたとおり、また災害が起こりそうなということで大変心配しましたけれども、結果としては余り大きなものはなかったということでございます。

建設部におきましては、7月8日からちょうど2カ月になるんですけれども、やっと、ちょっとずつですけれども、先ほど言いましたような橋の撤去なんかについてもやっとなんかということで、徐々ではございますけれども、着実に進めております。これ以上本当に、今度来たらせっかく2カ月やったものが水の泡に帰するということで、大変なことにまたなるようだったんですけれども、幸いそれてくれたのでよかったなというふうに思っています。

以上、今日5議案ありますけれども、よろしくお願いします。

飯田委員長 それでは、まず最初に、総務分科会に付託されました予算決算常任委員会の付託案件の審査から入りたいと思います。

第71号から、第77号、第83号、第84号、第85号とあります。一応本会議のほうで提案受けておりますので、もし追加で何か説明がございましたら。ないようでしたらそのまま質疑に入りたいと思うんですけども。

部長。

花井建設部長 どうしましょう、このまま資料を提出しているだけで、特に追加の説明というのはいないんで。

飯田委員長 それでは入らせていただきます。それでは、第71号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の専決処分（専決第4号）の承認についての部分から審査に入ります。

委員の方の御意見があれば。まずこれは論点整理出てませんので、特に何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 特にないようですので、第71号議案については終了したいと思います。

続きまして、第77号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の関係部分について、御質問、御意見ございましたらということで、お願いします。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 諸支出金のところで、土地開発基金ということで出ておるんですけども、これが説明では道路用地とかいうことになっておるんで、その辺のところのちょっと説明をお願いしたいんですけども。

田中一郎副委員長 榎木次長。

榎木建設部次長兼土地対策課長 ただいま質問のありました9月の補正予算の、基金の多分増額1億円の件だと思われるんですけど、これにつきましては、詳細な内容はお申しできないところがあるんですけど、場所につきましては、都市計画道路の鹿沢線というところの中にある土地の一部が、去年、今年にかけて不動産業者を通じて市のほうに売却するという相談があった中で、その土地の必要性とかそういうものを検討する中で、もしそういう申し入れがあるんであれば前向きに検討する必要があるのではないかという中で、その財源としまして、一番最初に一般予算ではなくて土地開発基金を使って購入するというのが一番スムーズに行くということなんですけど、ここに該当する財源がないということで、今回の補正で1億円の積み増しをされたということです。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 要はコスモスのところまでつながる道の話の範囲やな。違うんかいな。

田中一郎副委員長 花井部長。

花井建設部長 鹿沢線といたしましたら、ちょうど田井中広瀬のバイパス的な道路のことで、以前からあそこの変則交差点がありますので、その解消に向けて今、国と県といろいろ協議しとるんですけども、その中で、そういう土地を買ってもらえ

ないかというような御希望もありますので、ほかのものが建ってしまいますと、また事業かかってもなかなか前へ行きませんので、代替地用とか、そういうことで用地を取得していききたいなということで、またそれをきっかけに国や県を動かして、できるだけ早く事業化できるようにということで、まず基金で買わせてもらうと。

飯田委員長 わかりました。

大久保委員。

大久保委員 そしたら、鹿沢線ということになりましたら、当然その橋も関係するだろうし、その工事には。そして河川改修とかいうのは多分全部セットじゃなかったら、都市計画道路の鹿沢線いうんはそこだけという話じゃないと思いますんで、橋も河川改修も全体のもともとの都市計画の、ここの中広瀬の部分が緒についたというふうに理解してよろしい。

飯田委員長 花井部長。

花井建設部長 いえ、まだそういう段階ではないんですけれども、とりあえず、まず橋までやるとなると非常に大変なことになりますので、とりあえず現道に据えつけるいう方法もございますので、基本的には土地だけをまず押さえておきたいなという思いです。まず市としてはできるだけ早く事業化したい場所でもございますので、いよいよかかるとなった段階でストップせんように、ほかのものに、何が建つかわかりませんが、そういうことにならないようにということで土地だけ押さえておきたいということで、まだ事業、今から都市計画のほうのいろいろ協議も進めないといけない中で進めておりますので、そういう段階でございませうけれども、とりあえず土地だけ押さえておきたいという状況でございませう。橋についてはまだちょっと、河川の改修の関係もありますので、なかなかそれまで待っておりますと何十年先というような話になってしまいますので、できるだけスムーズに、あそこの交差点の解消を何とか早くしたいという思いで、今回土地を買っておきたいということでございませう。

飯田委員長 ほかに第77号の中で何か。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、第77号議案の審査をこの辺で終わります。

続きまして、第83号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算についての審査を行います。

何か御質問がございましたら。ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、第83号議案の審査を終わります。

続きまして、4番目、第84号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

この件について何か御質問ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 では、第84号議案の審査もこれで終了いたします。

次、5番目、第85号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

この件についての御質問ございませんか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 この13ページやね、災害復旧に係る修繕費の皆増ということであるんですが、590万円と。この分はどこの修繕に当たったんでしょうか。

田中一郎副委員長 坂井課長。

坂井上下水道課長 失礼します。これは水谷の分と椿下橋。

飯田委員長 わかりました。

ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 ないようでしたら、第85号議案の審査もこれで終了いたします。

これで総務経済分科会の付託案件審査については終了したいと思います。暫時休憩します。

午後 3時37分休憩

---

午後 4時18分再開

飯田委員長 再開します。大変お疲れさんでした。ここで付託案件についての採決をとっていきたいと思いますけれども、まず、予算決算常任委員会の総務経済分科会の部分について採決をとっていきたいと思います。

まず、第71号議案の関係部分についてです。平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の専決処分（専決第4号）の承認について、これは一応自由討議を。何か。ありませんか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 それでは、採決を行います。第71号議案について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

飯田委員長 賛成6人ということをお願いいたします。特に意見、この中ではございませんか。よろしいですか。

続きまして、第77号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分についての自由討議、何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 では、第77号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 6名。

続きまして、建設部関係です。第83号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算の第1号についてです。これについての自由討議はございますか。特にありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ということは、討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第83号議案についての賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 6名。

続きまして、同じく建設部関係、第84号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、自由討議をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第84号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 6人です。ありがとうございます。

同じく建設部関係です。第85号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予

算（第1号）についての自由討議を。ございませんか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 討論もございませんか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 それでは、第85号議案について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

飯田委員長 6名全員です。

最後に、産業部、第87号議案、平成30年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）について、自由討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 それでは、第87号議案について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

飯田委員長 6名。

これで総務経済分科会の採決を終わります。閉会します。

（午後 4時22分 閉会）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務経済分科会 委員長 飯 田 吉 則